

みどり市空き家家財等処分補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、空き家の適切な管理及び活用の促進を図るため、家財等処分を実施する者に対し、みどり市空き家家財等処分補助金(以下「補助金」という。)を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 みどり市空き家バンク制度設置要綱(平成21年みどり市告示第181号)第2条第4号に規定する空き家バンクに登録のある又は登録が予定されている、現に利用されていない一戸建ての住宅をいう。
- (2) 家財等処分 空き家に現に残存する家財道具等の処分及び当該空き家を使用するために行う清掃(ごみの収集、運搬及び処理を含む。)をいう。
- (3) 所有者 空き家の所有権を有しており、当該空き家の売却又は賃貸を行うことができる権利を有する者(個人に限る。)をいう。

(補助対象空き家)

第3条 補助金の交付の対象となる空き家(以下「補助対象空き家」という。)は、次の各号のいずれにも該当する空き家とする。ただし、市長が特に必要と認める空き家については、この限りでない。

- (1) 市内に存する空き家
- (2) 過去に居住その他使用がなされていた空き家
- (3) 公共事業の補償の対象となっていない空き家

(補助対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、空き家の所有者又は購入者若しくは賃借人(個人に限る。)であって、次の各号のいずれにも該当する者とする。ただし、市長が特に必要と認める者については、この限りでない。

- (1) 市税(国民健康保険税を含む。)の滞納がない者
- (2) みどり市暴力団排除条例(平成24年みどり市条例第12号)第2条第3号に規定する暴力団員等でない者
- (3) 家財等処分を実施するに当たり、他の補助金等の交付を受けていない者

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費(消費税及び地方消費税に相当する額に係る費用を含む。以下「補助対象経費」という。)は、みどり市廃棄物の処理及び清掃に関する条例(平成18年みどり市条例第139号)第13条第1項の規定により、一般廃棄物処理業の許可を受けた者であって、市内に事務所又は事業所を有するものに依頼し、実施する家財等処分に要する経費とする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、補助対象経費の額(1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)又は10万円のいずれか少ない方の額とする。

2 補助金の交付は、一の補助対象空き家につき1回に限り行うものとする。

(交付の申請及び決定)

第7条 補助対象者は、補助金の交付を受けようとするときは、みどり市空き家家財等処分補助金交付申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 見積書その他補助対象経費の額が分かる書類
- (2) 家財等処分を実施する前の状況が分かる写真
- (3) 調査承諾書(様式第2号)
- (4) みどり市空き家バンク登録書の写し(家財等処分を実施しようとする空き家が空き家バンクに登録しようとする空き家である場合にあっては、みどり市空き家バンク登録申請書の写し)
- (5) 売買契約書の写し若しくは土地建物賃貸借契約書の写し又は申請する者が補助対象者であることを確認できる書類(第4条に規定する空き家の購入者又は賃借人が申請する場合に限る。)
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定による申請を受けた場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、みどり市空き家家財等処分補助金交付決定通知書(様式第3号)により、補助対象者に通知するものとする。

(変更の申請及び決定)

第8条 補助対象者は、補助金の交付の決定を受けた後に、やむを得ない理由により申請の内容を変更しようとするときは、みどり市空き家家財等処分補助金変更交付申請書(様式第4号)に、その変更の内容が分かる書類その他市長が必要と認める書類を添えて、市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請を受けた場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、みどり市空き家家財等処分補助金変更交付決定通知書(様式第5号)により、補助対象者に通知するものとする。

(実績報告)

第9条 補助対象者は、家財等処分が完了したときは、当該事業が完了した日から起算して1月を経過する日又は交付決定のあった年度の3月末日のいずれか早い日までに、みどり市空き家家財等処分補助金実績報告書(様式第6号)に、次に掲げる書類を添えて、市長に報告しなければならない。

- (1) 家財等処分を実施した後の状況が分かる写真
- (2) 領収書その他補助対象経費の額の支出状況を証する書類の写し
- (3) みどり市空き家バンク登録書の写し(申請時にみどり市空き家バンクの登録申請中であった補助対象者に限る。)
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定及び交付)

第10条 市長は、前条の規定による報告を受けた場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の額を確定し、みどり市空き家家財等処分補助金確定通知書(様式第7号)により、補助対象者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の額を確定したときは、速やかに、補助対象者に補助金を交付するものとする。

(補助金の交付決定の取消し又は返還)

第11条 市長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) みどり市空き家バンクの登録をすることができなかつたとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が不相当と認めたとき。

(補則)

第12条 この告示に定めるもののほか、補助金に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。

年 月 日

みどり市長 様

申請者 住所
氏名
電話

みどり市空き家家財等処分補助金交付申請書

みどり市空き家家財等処分補助金の交付を受けたいので、みどり市空き家家財等処分補助金交付要綱第 7 条第 1 項の規定により、次のとおり申請します。

空き家の所在地	みどり市		
空き家バンク登録状況	1. 登録済み 2. 申請中(申請日 年 月 日)		
空き家バンク登録番号	第 号(登録済みの申請者のみ)		
売買日又は賃貸借日 ※ 空き家を購入又は賃借する場合のみ記入	年 月 日		
家財等処分の期間(予定)	着手(予定)年月日	年 月 日	
	完了(予定)年月日	年 月 日	
家財等処分を実施する事業者	名称		担当者
	所在地		電話
	みどり市		
補助対象経費(A)	円		
補助金額	円 ※ A を 1,000 円未満切り捨てた額と 10 万円のいずれか少ない方の額		
補助金振込先	金融機関名	支店名	普通 ・ 当座
	口座番号	種目	
	フリガナ		
	口座名義		

【添付書類】

- (1) 見積書その他家財等処分に要する経費の額が分かる書類
- (2) 家財等処分を実施する前の状況が分かる写真
- (3) 調査承諾書(様式第 2 号)
- (4) みどり市空き家バンク登録申請書又はみどり市空き家バンク登録書の写し
- (5) 売買契約書の写し若しくは土地建物賃貸借契約書の写し又は申請する者が補助対象者であることを確認できる書類(空き家の購入者又は賃借人が申請する場合に限る。)
- (6) その他市長が必要と認める書類

様式第2号(規格 A4)(第7条関係)

調査承諾書

年 月 日

みどり市長 様

申請者 住 所 _____

ふりがな

氏 名 _____ 印

(本人が自署の場合は押印不要)

私は、みどり市空き家家財等処分補助金の交付の申請に当たって、下記の事項を承諾します。

記

1. 私の市税等の滞納はありません。よって、市長が私の市税等の納付状況を調査することを承諾します。
2. 上記以外で、当該補助金の交付を受けるに当たって必要な事項及び内容について、市長が調査することを承諾します。

様式第3号(規格 A4)(第7条関係)

第 号
年 月 日

様

みどり市長



みどり市空き家家財等処分補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった、みどり市空き家家財等処分補助金について、みどり市空き家家財等処分補助金交付要綱第7条第2項の規定により、次のとおり決定したので通知します。

補助金交付決定額

円

年 月 日

みどり市長 様

申請者 住所
氏名
電話

みどり市空き家家財等処分補助金変更交付申請書

年 月 日付け(第 号)で交付決定を受けた、みどり市空き家家財等処分補助金について、その内容を変更したいので、みどり市空き家家財等処分補助金交付要綱第8条第1項の規定により、次のとおり申請します。

1 変更交付申請額

変更前の金額	変更後の金額
円	円

2 変更の内容

変更前の内容	変更後の内容

3 変更の理由

--

【添付書類】

- (1) 変更の内容が分かる書類
- (2) その他市長が必要と認める書類

様式第 5 号(規格 A4) (第 8 条関係)

第 号
年 月 日

様

みどり市長



みどり市空き家家財等処分補助金変更交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった、みどり市空き家家財等処分補助金について、補助金の額の変更を決定したので、みどり市空き家家財等処分補助金交付要綱第 8 条第 2 項の規定により、次のとおり通知します。

- 1 変更前の補助金交付決定額 円
- 2 変更後の補助金交付決定額 円

年 月 日

みどり市長 様

申請者 住所
氏名
電話

みどり市空き家家財等処分補助金実績報告書

年 月 日付け(第 号)で交付決定を受けた、みどり市空き家家財等処分補助金について、補助対象経費に係る家財等処分が完了したので、みどり市空き家家財等処分補助金交付要綱第9条の規定により、次のとおり報告します。

家財等処分の内容 (変更があった場合は、変更後の内容を記載すること。)		
家財等処分の期間	着手年月日	年 月 日
	完了年月日	年 月 日
補助対象経費		円
補助金額		円

【添付書類】

- (1) 家財等処分を実施した後の状況が分かる写真
- (2) 領収書その他補助対象経費の額の支出状況を証する書類の写し
- (3) みどり市空き家バンク登録書の写し(申請時にみどり市空き家バンクの登録申請中であった者に限る。)
- (4) その他市長が必要と認める書類

様式第7号(規格 A4) (第10条関係)

第 号
年 月 日

様

みどり市長



みどり市空き家家財等処分補助金確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった、みどり市空き家家財等処分補助金について、補助金の額を確定したので、みどり市空き家家財等処分補助金交付要綱第10条第1項の規定により、次のとおり通知します。

補助金確定額

円